

告 示

埼玉県告示第三百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

沼南駅前ビル

埼玉県上尾市原市中一丁目一番地八 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県上尾市大字原市二千二百五十四番地

（変更後）埼玉県上尾市原市中一丁目一番地八 外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）有限会社ヤベエステート 代表取締役 矢部基久

株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）有限公司ヤベエステート 代表取締役 矢部基久

株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

ハ 変更年月日

平成二十五年二月一日 外

二 届出年月日

平成二十七年三月十三日

三 縦覧期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課